

# 市民後見人No.72

(旧「市民後見人・品川」会報、通巻No.82)

発行／特定非営利活動法人 市民後見人の会

〒140-0003 東京都品川区八潮5-9-11 区民活動交流施設「こみにゆていぷらざ八潮」協働推進室内

TEL：03-5492-7448（通話専用です／当面、月・火・木曜日の10-16時の間対応します）

FAX：03-5492-7458（ファックス専用です／24時間対応 できます）

MAIL：[npokouken@gmail.com](mailto:npokouken@gmail.com) URL：<http://www.shiminkoukenninokai.jp>

## ■累計受任数 20件■

東京家庭裁判所は11月13日、品川区内の女性（82歳）の補助人を本会に、補助監督人を品川区社会福祉協議会とする審判を行いました。これまで成年後見人、保佐人の受任経験はあるものの、補助人は初受任です。

本会は、2008年（平成20年）1月に東京都からNPO法人として認証され、2月に法人登記しました。同年9月に、2人の高齢女性の後見人を相次いで受任、本格的な後見活動に入りました。

初めて保佐人を受任したのは、累計8件目に当たる10年12月でした。そして、これまでに14件の後見人と5件の保佐人を経験して、今回の補助人です。

これで法定後見制度の3類型（判断能力がほとんどない「後見類型」▽常に援助が必要な「保佐類型」▽援助が必要な場合もある「補助類型」）の全てを経験することになります。

**20件の実績を会全体で確かなものにし、後見が必要な人たちの支援の輪をさらに広げていきたいものです。**

## ■21件目の候補者にも■

また、本会は新たに品川区内の男性（78歳）の後見人候補者に決まり、このほど「後見人等候補者事情説明書」を区側に提出しました。

受任しているケースの大半は品川区長申立によるものです。本会が直接、申立をするわけではないので、どのような経過を経て本会が後見人や保佐人、補助人の候補者に選ばれ、決定していくかについてここで説明します。

品川区では、法定後見が必要な人を発見した場合、

①区や社会福祉協議会、在宅介護支援センター、民生委員ら担当者による会議（ケース会議）

②区や社協の担当部課長による会議（ケース方針決定会議）

③学識経験者、医師、弁護士、福祉関係者らで構成される運営委員会の審議・審査を得て、社協が直接法人後見するケース、本会のような後見活動をしているNPO法人に紹介するケース、社会貢献型市民後見人と呼ばれる個人後見人に振り分けるケースなどが決まっています。

④この段階で、社協担当者から本会に、「このようなケースがあるが、引き受けますか、引き受けるなら、候補者として推薦します」という旨の打診があります。本会では、その一つ一つが貴重な経験になるため、しばらくの間は、3類型のどのケースでも対象者が認知症であれば、引き受ける方針でいますので、「やります」と返事をしています。

その際、「後見人等の役割を理解しているかどうか」など、裁判所の設問に答えていく「後見人等候補者事情説明書」を作成、本会の定款など区長申立に必要な書類を用意します。

⑤こうして、東京家庭裁判所に区長申立が行われ、家裁の審判で選任されれば、一定の期間を経て具体的な後見・保佐・補助の活動が始まるのです。

**現在、約30人の会員が「後見業務担当グループ」に所属し、各種後見実務を行っています。さらに多くの会員が、同グループに参加していただけることを期待しています。ご連絡は、事務局に。**

（文責・古賀）